

学生団体課外活動の再開について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月以降活動禁止している本学学生団体活動（部・サークル）について、十分な感染拡大防止対策を行った上で活動できる学生団体より、順次再開を許可します。

1 活動場所、時間

- ・活動場所は本学講義室等、NID ホール、グラウンド、テニスコートとする。クラブハウス、更衣室は使用不可とする。
- ・活動時間は以下のとおりとする。
 - 夏期休業期間（8/31-9/18）
平日 8：00～18：30
 - 後期授業期間
校舎利用時間に従う（9/23-）
- ・活動時間は1回につき2時間を上限とする。
- ・再開時期は8月31日（月）からとする。

2 手続きの流れ

- ・活動を希望する学生団体の代表（学生）は**活動日の1週間前に「課外活動計画書」（別紙参照）を作成し、件名を「課外活動計画書」として、顧問にメールする。**
- ・顧問は「課外活動計画書」の活動内容及び感染防止対策にチェックがついているか確認し（学生団体によっては独自の感染防止対策も含む）、確認した旨を記載の上、学生支援課宛に（gakusei@nagaoka-id.ac.jp）に転送する。
- ・転送された「課外活動計画書」は学生支援課で印刷し、学生支援課にて内容を確認のうえ、学生支援部長が許可する。結果は代表（学生）に通知する。
- ・**許可を得た学生は教室の予約「施設等使用願」を提出する。**
- ・活動を終えた学生は**活動日ごとに「参加者名簿」および「チェックリスト」を作成し、翌日までに学生支援課に提出する**（活動日が金曜の場合は月曜日）。

※感染防止対策チェックリストは文部科学省「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」、スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、一般社団法人 大学スポーツ協会「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」に準拠し、別紙のとおり作成した。

感染防止対策は活動内容に応じて、変わります。記載されている感染防止対策は最低限のルールと考えてもらい、学生団体毎に必要な対策を行ってください。
クラスターを起こさないよう、各団体で創意工夫をしてください。（いい方法があればぜひ教えてください。大学全体に広げていきたいと思っております。）

3 課外活動実施に際しての条件

- ①他大学学生および学外者との交流は行わない。
- ②感染者または体調不良者が出た場合はすぐに活動を中止し、学生支援課に報告する。
- ③団体に所属する学生に対して参加を強制しない。
- ④活動時間外における複数人での飲食やカラオケ、合宿はしない。
- ⑤**健康管理表を毎日記載し、健康状態をしっかりと把握する。**

4 大学外における学生団体の活動について

活動の際は**事前に「学外活動届」を学生支援課に提出**する。また、使用施設のルールを順守し、かつ新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意し、利用する。

5 その他

- ・消毒液は学生会で準備し、学生支援課で配付します。容量が少なくなったら容器を持って、学生支援課に来てください。
- ・更衣室は使用できませんので、アパート等で着替えてから来てください。
- ・参加者名簿には体温の記載がありますので、アパートを出る前に検温をお願いします。
- ・大きな音が出る団体は大講義室、円形講義室を利用してください。扉を閉め、空調を作動させてください（空調の作動、停止は中央監視室に申し出てください）。
- ・教室には利用収容定員がありますので、超えないよう注意してください。

<https://www.nagaoka-id.ac.jp/news/2020/06/26/2379/>

教室名	定員（平常時）	定員(6/29～)
大講義室	290	79
円形講義室	152	41
104 演習室	60	25
105 演習室	54	25
103 講義室	142	40
201 講義室	60	20
202 講義室	80	24
203 講義室	80	24
204 演習室	42	27

※NID ホールは定員 30 人

6 備考

以上については、長岡市での感染状況の変化に応じ、適宜変更を行うものとする。